
平成31年第4回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月8日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 14(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広
事務局 江本 昭二郎
柴田 歩美

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第3号 築上町農業振興地域整備計画の一部変更について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

平成31年第4回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） おはようございます。ただいまの出席委員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成31年第4回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、2番：宮野委員さん、3番：蛭崎委員さんを指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：[]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、小原集会所から東に690m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、有安公民館から北西に100mと145m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の2について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第2号の1、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、デイリーヤマザキ築上安武店から北西に237m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、集落接続により転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]さんに[]在住の[]さんが土地を売買し、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第2号の2、申請人：[]
[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、JR椎田駅から南に280m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]
[]さんが平成30年1月25日に建売住宅9棟を建設するとして、農地転用許可処分を受けた農地転用計画を建売住宅8棟の建設にするとして計画変更を行うために申請を行ったものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の2について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第2号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第2号の3、申請人：

さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、山びこ保育園から北東に100m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の

さんが平成29年3月27日に建売住宅4棟を建設するとして、農地転用許可処分を受けた農地転用計画を建売住宅2棟の建設にするとして計画変更を行うために申請を行ったものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第2号の3について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第2号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第2号の4、申請人：

さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、第二青蓮保育園から北東に412m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の

さんに、在住のさんが土地を売買し、太陽光発電設備にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の3について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の4、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「築上町農業振興地整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

農地法第18条第6項の規定による合意解約 3件
耕作者・管理者名義変更届 11件
農地法施行規則第29条第1項届 0件
農地改良行為届 0件

議長（蛭崎会長）

事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。
以上をもちまして、平成31年第4回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

平成31年 4月 8日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

2番委員（宮野 葵 委員）：

宮野 葵



署名委員

3番委員（蛭崎 幸生 委員）：

蛭崎 幸生

